

少年法等の一部を改正する法律案の廃案を求める決議

- 1 少年法等の一部を改正する法律案（以下「法案」という。）は、衆議院において、まともな審議が尽くされないまま強行採決され、現在、参議院において審議中である。法案は、このような「改正」をする根拠（立法事実）が欠けており、その内容においても、少年法1条に掲げられた「少年の健全な育成」という理念に著しく反するものである。
- 2 法案は、4月18日、衆議院法務委員会において、修正案提出のわずか数時間後に与党が強行採決に踏み切り、翌19日の衆議院本会議においても強行採決されて参議院に送付されるという経過を辿った。国民が修正案の内容を知る時間すらなかった。このようなやり方は、言論の府たるべき国会がその任務を放棄するものであって、断じて許されない。
- 3 次に、政府は、法案の提出理由に、少年事件の増加、低年齢化及び凶悪化を挙げている。しかし、統計上は、少年非行は減少しており、また、低年齢化及び凶悪化の事実も存在しない。少年法を「改正」すべき立法事実は存在しないのである。
- 4 また、法案の内容には、以下の重要な問題点がある。

第1に、法案は、少年院収容年齢の下限を、現行の「14歳以上」から「おおむね12歳以上」へと変更する。この「おおむね」の幅は一歳程度と答弁されており、小学生であっても少年院へ収容することが可能となる。重大な結果を惹起した少年には、虐待やいじめ等による被害者も少なくない。このような少年は温かい家庭的雰囲気の中で育て直す必要があるが、厳しい規律の下での集団生活を強いる少年院は、育て直しに適した施設とはいえない。さらに、人身の自由を制約する法律の要件として、「おおむね」との文言は漠然不明確であって、明確性の原則に反する。

第2に、法案は、14歳未満の触法少年に対する警察の調査権限及び押収・捜索・検証等の強制捜査権限を付与する。少年は、威圧や暗示を受け易く、捜査官の強要がない場合であっても虚偽の自白をしかねず、冤罪を生む可能性が高まる。警察官による取調べや追及は、少年事件の事実や動機の解明には適していない。今、必要なのは、少年の特性を熟知している児童相談所による調査や保護が充分に行えるよう、その人員や予算を拡充することであって、警察への調査権限等の付与ではない。

第3に、法案は、保護観察中の少年が遵守事項を遵守しなかった場合の少年院送致を可能としている。既に受けている保護観察処分に加えて、少年院送致を認めることは、二重処罰禁止の趣旨に反する。遵守事項の遵守を少年院収容という威嚇により強要することは、少年と保護司及び保護観察官との信頼関係を破壊しかねず、保護観察制度の根幹を揺るがすことにもなる。
- 5 以上のとおり、法案は、福祉的教育的観点からの少年の更生という少年法の理念に反し、警察権限を不要に拡大強化するものである。

自由法曹団は、法案の衆議院での強行採決に強く抗議するとともに、参議院において、慎重審議のうえこれを廃案にすることを強く求めるものである。

2007年5月21日

自由法曹団熊本研究討論集会